

一般社団法人日本カバディ協会 会員に関する規程

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本カバディ協会（以下「本協会」という。）定款第3章に基づき、会員及び会費に関し、必要な事項を定める。

(正会員・賛助会員の入会手続)

第2条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別添の入会申込書に必要事項を記載し、会長に提出する。

- 2 前項の入会申込書を提出した後に開催される理事会において、入会の可否を決定するものとし、入会を承認された理事会の開催日の翌日に入会とする。
- 3 理事会は、退会後2年を経過していない者および定款第9条に基づき除名されたことがある者の入会申込を承認してはならない。

(名誉会員)

第3条 本協会に対し、特に功労のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者は、本人の承諾をもって名誉会員となる。この場合、本人が会長に対し、別添の入会申込書に必要事項を記載し提出したことをもって本人の承諾とみなす。

(年会費)

第4条 年会費は、会員の種別に応じて別表1記載のとおりとする。

- 2 年会費の変更は、社員総会の承認を得なければならない。

(変更の提出)

第5条 正会員又は賛助会員は、入会申込書記載事項の変更があった場合、その変更部分を速やかに事務局に届け出なければならない。

(退会)

第6条 正会員、賛助会員および名誉会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員名簿)

第7条 本協会事務局は、会員になろうとする者が会員資格を得た場合には、会員名簿にその者を会員として記載しなければならない。

(会員の個人情報の利用目的)

第8条 本協会は、会員登録に際して取得した個人情報を次の目的のために使用する。

- (1) 本協会の会員の登録管理および登録会員であることの識別
- (2) 本協会の会員資格の有無の確認のための問い合わせ
- (3) 社員総会の招集通知の送付
- (4) 会費の納付状況に関する確認、各会員への連絡
- (5) 本協会が関与する競技会、イベント等の開催に関する案内
- (6) 各種競技会のプログラム掲載のための提供
- (7) 本協会のウェブサイトへの各種競技会、イベント情報等の掲載
- (8) 各種選考結果の通知

2 前項のほか、個人情報の保護については個人情報保護規程による。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行し、同日より適用する。

附 則〔2021年7月3日改正〕

2021年7月3日の理事会で承認された改正は、同日より施行する。

別表1 年会費（第4条関係）

会員資格	会費
正会員	入会金 50,000円 会費 50,000円/一口
賛助会員	会費 100,000円/一口
名誉会員	徴収なし

別添 入会申込書（第2条、第3条）

一般社団法人日本カバディ協会 入会申込書

日付	年 月 日
フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
自宅住所	〒
	TEL : FAX :
メールアドレス	
勤務先	名称
	役職
	〒
	所在地
	TEL : FAX :
会員種別	正会員 ・ 賛助会員 ・ 名誉会員
備考	・郵便物等の発送先 : 1. 自宅 2. 勤務先

※記載された個人情報は、会議開催案内等の送付、会議資料としての名簿作成の他、本会内部資料として使用いたしますので、予めご承知おきますようお願いいたします。

協会役職	
------	--